

## 2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		業構造改善分収造		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 17 年 3 月 31 日	773	6,973	-	-	-	-	95	836	206	1,213	144	1,745	22	253	306	2,926
平成 18 年 3 月 31 日	759	6,892	-	-	-	-	95	836	206	1,213	144	1,745	22	253	292	2,845
平成 19 年 3 月 31 日	741	6,806	-	-	-	-	95	836	190	1,142	144	1,745	22	253	290	2,829
平成 20 年 3 月 31 日	739	6,795	-	-	-	-	94	832	190	1,142	144	1,745	22	253	289	2,823
平成 21 年 3 月 31 日	<b>738</b>	<b>6,788</b>	-	-	-	-	<b>94</b>	<b>832</b>	<b>190</b>	<b>1,142</b>	<b>144</b>	<b>1,745</b>	<b>22</b>	<b>253</b>	<b>288</b>	<b>2,816</b>
徳島	9	41							3	12	1	11			5	18
愛媛	112	872							10	66	26	138	30	413	46	255
四万十	277	1,982							28	258	78	478	46	440	1	5
嶺北	119	1,183							30	287	19	179	20	295	18	210
高知中部	40	302							7	87	13	58	5	79	15	78
安芸	109	959							15	107	26	183	26	356	3	39
(香川)	72	1,449							4	27	25	94	16	151	27	1,177

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)